

担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知） 一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(通則)</p> <p>第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3547号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化実施要綱」という。）第3に規定する全国農業委員会ネットワーク機構、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、<u>農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱</u>（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。<u>以下「経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱」という。</u>）別記3の第3に規定する事業実施主体、<u>収入保険加入支援事業実施要綱</u>（令和5年3月28日付け4経営第2937号農林水産事務次官依命通知。<u>以下「加入支援事業実施要綱」という。</u>）第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する事業実施主体、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「経営継承・発展支援実施要綱」という。）第4の1に規定する事業実施主体、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱（令和3年12月20日付3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体及び農業労働力確保支援事業実施要綱（令和4年3月29日付3経営第2613号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体に補助金（交付金を含む。以下同じ。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）</p> | <p>(通則)</p> <p>第1 農林水産大臣は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、補助事業者（都道府県、人権問題啓発推進事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6382号農林水産事務次官依命通知。以下「人権問題推進事業実施要領」という。）第5に規定する事業主体、外国人材受入総合支援事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3547号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力強化実施要綱」という。）第3に規定する全国農業委員会ネットワーク機構、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知。）第2に規定する事業実施主体、<u>農業経営法人化支援総合事業実施要綱</u>（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。<u>以下「法人化支援総合事業実施要綱」という。</u>）別記3の第3に規定する事業実施主体、<u>収入保険加入推進支援事業実施要綱</u>（令和2年3月31日付け元経営第3250号農林水産事務次官依命通知。以下「加入推進事業実施要綱」という。）第2に規定する事業実施主体、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱（令和2年4月30日付け2経営第345号農林水産事務次官依命通知）第3に規定する事業実施主体、経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「経営継承・発展支援実施要綱」という。）第4の1に規定する事業実施主体、<u>農業保険事務処理システム整備加速化支援事業実施要綱</u>（令和3年12月20日付3経営第2234号農林水産事務次官依命通知。以下「農業保険システム整備加速化実施要綱」という。）第3に規定する事業実施主体、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱（令和3年12月20日付3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体及び農業労働力確保支援事業実施要綱（令和4年3月29日付3経営第2613号農林水産事務次官依命通知）第2に規定する事業実施主体に補助金（交付金を含む。以下同じ。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）</p> |

及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

I 担い手育成・確保等対策事業等

- (1)～(4) (略)
- (5) 経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(3)に規定する事業の実施に要する経費
- (6) 加入支援事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費
- (7)・(8) (略)
- (削除)
- (9)・(10) (略)
- (11) 新規就農者育成総合対策実施要綱別表の1から7までに規定する事業の実施に要する経費
- (12) (略)

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

- (1) 経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)及び(2)に規定する事業の実施に要する経費
- (2)・(3) (略)
- (4) 地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱（令和5年4月1日付け4経営第3105号農林水産事務次官依命通知。以下「地域計画策定実施要綱」という。）第2に規定する事業の実施に要する経費
- (5)・(6) (略)

第2 (略)

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) 別表のIの経費の欄中1から10までの経費の相互間における流用、1の(1)から(3)までの経費の相互間における流用
- (3) (略)

(申請手続)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道（経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)及び(2)、地域計画策定実施要綱並びに集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人

号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、本要綱の定めるところによる。

I 担い手育成・確保等対策事業等

- (1)～(4) (略)
- (5) 法人化支援総合事業実施要綱第2の2に規定する事業の実施に要する経費
- (6) 加入推進事業実施要綱第3に規定する事業の実施に要する経費
- (7)・(8) (略)
- (9) 農業保険システム整備加速化実施要綱第2に規定する事業の実施に要する経費
- (10)・(11) (略)
- (12) 新規就農者育成総合対策実施要綱別表の1から6までに規定する事業の実施に要する経費
- (13) (略)

II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等

- (1) 法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)及び(2)に規定する事業の実施に要する経費
- (2)・(3) (略)
- (4) 人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地将来ビジョン実施要綱」という。）第2に規定する事業の実施に要する経費
- (5)・(6) (略)

第2 (略)

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) (略)
- (2) 別表のIの経費の欄中1から10までの経費の相互間における流用、1の(1)から(3)までの経費の相互間における流用、4の(1)及び(2)の経費の相互間における流用
- (3) (略)

(申請手続)

第4 規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道（法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)及び(2)、人・農地将来ビジョン実施要綱並びに集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。）、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外

材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(3)に基づいて事業を実施する補助事業者、加入支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のIからIIIまでに基づいて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者については農林水産大臣、北海道が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)及び(2)、地域計画策定実施要綱及び集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合については北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者については内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）以下同じ。）に提出しなければならない。

国人材受入総合支援事業実施要綱別表1の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の2に基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のIからIIIまでに基づいて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業保険システム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者については農林水産大臣、北海道が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)及び(2)、人・農地将来ビジョン実施要綱及び集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合については北海道農政事務所長、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者については内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）以下同じ。）に提出しなければならない。

2 (略)

2 (略)

第5～第22 (略)

第5～第22 (略)

(交付決定額の下限)

(交付決定額の下限)

第23 (略)

第23 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) (略)

(1) (略)

(2) 加入支援事業実施要綱第3に規定する事業実施主体が行う別表Iの経費の欄に掲げる4の事業に係る予算額に47分の1を乗じた額に10分の1を乗じて得た額とする。

(2) 加入推進事業実施要綱第3の1に規定する事業実施主体が行う別表Iの経費の欄に掲げる5の(1)の事業に係る予算額に47分の1を乗じた額に10分の1を乗じて得た額とする。

第24～第32 (略)

第24～第32 (略)

別表（第2関係）

別表（第2関係）

I 担い手育成・確保等対策事業等

I 担い手育成・確保等対策事業等

| 区分 | 経費 | 補助率 | 重要な変更 | |
|------------------|---|--------|----------|-------------------------------------|
| | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容変更 |
| 担い手育成・確保等対策事業費補助 | 1 担い手育成・確保等支援事業 (1) (略) (2) 外国人材受入総合支援事業 補助事業者が外国人材受入総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業 | (略) 定額 | (略) | (略) 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 |

| 区分 | 経費 | 補助率 | 重要な変更 | |
|------------------|--|-----|----------|---------|
| | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容変更 |
| 担い手育成・確保等対策事業費補助 | 1 担い手育成・確保等支援事業 (1) (略) (2) 外国人材受入総合支援事業 補助事業者が外国人材受入総合支援事業実施要綱に基づいて行う事業に | (略) | (略) | (略) |

| | | | | | | | | | |
|----------|---|---|------------|---|----------|--|---|------------|---|
| <p>金</p> | <p>に要する次に掲げる経費 ① 外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 ア 農業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施等 (ア) 試験の作成 (イ) 試験の実施 <u>(ウ) 現地説明・相談会の開催</u> イ・ウ (略)</p> <p>(3) <u>農業経営・就農支援体制整備推進事業</u> <u>優良経営体表彰等事業</u> 補助事業者が<u>経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(3)</u>に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 農業保険事業 <u>収入保険加入支援事業</u> 補助事業者が<u>加入支援事業実施要綱</u>に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ① 推進会議の開催 ② 農業者向け説明会等の開催 ③ <u>個別の農業者等への普及・加入サポート活動</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> | <p>定 額</p> <p>(略)</p> <p>定 額</p> <p><u>(削除)</u></p> | <p>(略)</p> | <p>3 事業費の30%を超える増減 4 国庫補助金の増又は30%を超える減</p> <p>1 事業内容の廃止 2 事業費の30%を超える増減 3 国庫補助金の増又は30%を超える減</p> <p>(略)</p> <p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減又は国庫補助金の増減</p> <p><u>(削除)</u></p> | <p>金</p> | <p>要する次に掲げる経費 ① 外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 ア 農業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施 (ア) 試験の作成 (イ) 試験の実施 <u>(新設)</u> イ・ウ (略)</p> <p>(3) <u>農業経営法人化支援総合事業</u> <u>担い手サミット・優良経営体表彰事業</u> 補助事業者が<u>法人化支援総合事業実施要綱第2の2</u>に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 農業保険事業 (1) <u>収入保険加入推進支援事業</u> 補助事業者が<u>加入推進事業実施要綱</u>に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 ① 推進会議の開催 ② 農業者向け説明会の開催 ③ 農業者への<u>推進活動</u> ④ <u>収入保険に対応した収入の仕訳方法等のセミナーの開催</u> (2) <u>農業保険事務処理システム整備加速化支援事業</u> 補助事業者が農業保</p> | <p>定 額</p> <p>(略)</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> | <p>(略)</p> | <p>1 事業内容の廃止 2 事業費の30%を超える増減 3 国庫補助金の増又は30%を超える減</p> <p>(略)</p> <p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減又は国庫補助金の増減</p> <p>1 <u>事業内容の新設又は廃止</u> 2 <u>事業実施</u></p> |
|----------|---|---|------------|---|----------|--|---|------------|---|

| | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|---|--|--|--|---|--|
| | <p>5～8 (略)</p> <p>9 新規就農者育成総合対策 補助事業者が新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 <u>ア 経営発展支援事業</u> <u>イ 推進事業</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) サポート体制構築事業 <u>ア 就農相談体制の整備</u> <u>イ 先輩農業者等による技術面等のサポート</u> <u>ウ 研修農場の整備</u> <u>エ 社会人向けの農業研修の実施</u> <u>オ 事務等経費</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p><u>(7) 農業者キャリアアップ支援事業</u> <u>ア 農業者キャリアアップ支援事業</u> <u>イ 事務等経費</u></p> <p>10 (略)</p> | <p>(略)</p> <p>定額 (県支援分の2倍) <u>定額</u></p> <p>(略)</p> <p>1/2以内 1/2以内 1/2以内 <u>定額</u></p> <p>定額</p> <p>(略)</p> <p><u>定額</u></p> | <p>(略)</p> <p>経費の欄に掲げる(1)から(7)までの経費の相互間における流用</p> <p><u>経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用</u></p> <p>(略)</p> <p>経費の欄に掲げるアからエまでの経費からオの経費への流用</p> <p>(略)</p> <p><u>経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用</u></p> | <p>(略)</p> <p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> | | <p><u>険システム整備加速化実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</u></p> <p>5～8 (略)</p> <p>9 新規就農者育成総合対策 補助事業者が新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 <u>(1) 経営発展支援事業 (新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) サポート体制構築事業 <u>ア 就農相談体制の整備</u> <u>イ 先輩農業者等による技術面等のサポート</u> <u>ウ 研修農場の整備 (新設)</u> <u>エ 事務等経費</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>10 (略)</p> | <p>(略)</p> <p>定額 (県支援分の2倍) <u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>1/2以内 1/2以内 1/2以内 <u>(新設)</u></p> <p>定額</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>(略)</p> <p>経費の欄に掲げる(1)から(6)までの経費の相互間における流用</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>経費の欄に掲げるア、イ及びウへの経費からエの経費への流用</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p><u>主体の変更</u> <u>3 事業費の30%を超える増減</u></p> <p>(略)</p> <p>1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p> |
|--|---|--|--|---|--|--|--|---|--|

| II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等 | | | | |
|---------------------------|--|--------------|----------|---|
| 区分 | 経費 | 補助率 | 重要な変更 | |
| | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容変更 |
| 1 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金 | 1 <u>農業経営・就農支援体制整備推進事業</u> 補助事業者が <u>経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱</u> に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) <u>農業経営・就農サポート推進事業</u> (2) <u>農業経営高度化支援事業</u> | 定額 定額 | | 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 国庫補助金の増又は30%を超える減 5 委託事業の新設又は委託先の変更 |
| | 2 (略) | (略) | (略) | (略) |
| | 3 <u>地域計画策定推進緊急対策事業</u> 補助事業者が <u>地域計画策定実施要綱第2</u> に基づいて行う事業に要する経費 | 定額 | | 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 |
| | 4 (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

別記様式第1号（第4関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書

| II 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業等 | | | | |
|---------------------------|--|--------------|----------|---|
| 区分 | 経費 | 補助率 | 重要な変更 | |
| | | | 経費の配分の変更 | 事業の内容変更 |
| 1 担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金 | 1 <u>農業経営法人化支援総合事業</u> 補助事業者が <u>法人化支援総合事業実施要綱</u> に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) <u>農業経営者サポート事業</u> (2) <u>農業経営法人化支援事業</u> | 定額 定額 | | 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 国庫補助金の増又は30%を超える減 5 委託事業の新設又は委託先の変更 |
| | 2 (略) | (略) | (略) | (略) |
| | 3 <u>人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業</u> 補助事業者が <u>人・農地将来ビジョン実施要綱第2</u> に基づいて行う事業に要する経費 | 定額 | | 1 事業内容の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減 |
| | 4 (略) | (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

別記様式第1号（第4関係）

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等（〇〇〇〇〇〇〇）※交付申請書

番 号

年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

1～5(略)

6 添付書類

(1)～(3)(略)

(4) 人権問題推進事業実施要領第7に定める事業計画書、外国人材受入総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業人材力強化実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱第5に定める実施計画書並びに経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第2の7の(1)及び別記3の第4の1の(1)に定める事業実施計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記に定める別紙様式第3号及び別紙様式第3号別添1に定める計画書、加入支援事業実施要綱第4に定める事業計画書、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱第5の1に定める実施計画、経営継承・発展等支援事業実施要綱第6に定める事業計画書、新規就農者確保緊急対策実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱第5の1に定める実施計画書、地域計画策定実施要綱第5の4に定める都道府県事業実施計画並びに集落営農活性化実施要綱第5の2に定める都道府県計画、新規就農者育成総合対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業労働力確保支援事業実施要綱第5の1に定める事業実施計画並びに農地利用効率化等支援実施要綱第4の2に定める都道府県事業実施計画

(注) (略)

別記様式第2・3号(略)

別記様式第4号(第12関係)

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等(〇〇〇〇〇〇〇)概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

番 号

年 月 日

地方農政局長等 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

1～5(略)

6 添付書類

(1)～(3)(略)

(4) 人権問題推進事業実施要領第7に定める事業計画書、外国人材受入総合支援事業実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業人材力強化実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱第5に定める実施計画書並びに法人化支援総合事業実施要綱別記1の第2の6の(1)及び別記3の第4の1の(1)に定める事業実施計画書、担い手経営強化支援実施要綱別記に定める別紙様式第3号及び別紙様式第3号別添1に定める計画書、加入推進事業実施要綱第4に定める事業計画書、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱第5の1に定める実施計画、経営継承・発展等支援事業実施要綱第6に定める事業計画書、農業保険システム整備加速化実施要綱第3の2に定める事業計画書、新規就農者確保緊急対策実施要綱第4の1に定める事業計画書、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱第5の1に定める実施計画書、人・農地将来ビジョン実施要綱第5の3に定める都道府県事業実施計画並びに集落営農活性化実施要綱第5の2に定める都道府県計画、新規就農者育成総合対策実施要綱第4の1に定める事業実施計画書、農業労働力確保支援事業実施要綱第5の1に定める事業実施計画並びに農地利用効率化等支援実施要綱第4の2に定める都道府県事業実施計画

(注) (略)

別記様式第2・3号(略)

別記様式第4号(第12関係)

年度担い手育成・確保等対策事業費補助金等(〇〇〇〇〇〇〇)概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

官署支出官地方農政局総務管理官 殿
(東北農政局、関東農政局及び
九州農政局にあっては、
官署支出官地方農政局総務部長 殿)

北海道 (経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)及び(2)、地域計画策定実施要綱及び集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(3)に基づいて事業を実施する補助事業者、加入支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢまでに基いて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展等支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北海道が経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱第2の(1)及び(2)、地域計画策定実施要綱並びに集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあっては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあっては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

(注) 1～4 (略)

別記様式第5号～第11号 (略)

官署支出官地方農政局総務管理官 殿
(東北農政局、関東農政局及び
九州農政局にあっては、
官署支出官地方農政局総務部長 殿)

北海道 (法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(2)、人・農地将来ビジョン実施要綱及び集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合を除く。)、北海道で主たる事業を実施する補助事業者、人権問題推進事業実施要領に基づいて事業を実施する補助事業者、外国人材受入総合支援事業実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、農業人材力強化実施要綱別表の1及び2に基づいて事業を実施する補助事業者、女性が変える未来の農業推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、法人化支援総合事業実施要綱第2の2に基づいて事業を実施する補助事業者、加入推進事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業労働力確保緊急支援事業実施要綱別表2のⅠからⅢまでに基いて事業を実施する補助事業者、経営継承・発展等支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、農業保険システム整備加速化実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、女性の就農環境改善緊急対策事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者、新規就農者育成総合対策実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者並びに農業労働力確保支援事業実施要綱に基づいて事業を実施する補助事業者にあっては官署支出官農林水産省大臣官房予算課経理調査官、北海道が法人化支援総合事業実施要綱第2の1の(1)及び(2)、人・農地将来ビジョン実施要綱並びに集落営農活性化実施要綱に基づいて事業を実施する場合にあっては官署支出官北海道農政事務所総務管理官、沖縄県及び沖縄県で主たる事業を実施する補助事業者にあっては官署支出官内閣府沖縄総合事務局総務部長

(注) 1～4 (略)

別記様式第5号～第11号 (略)

附 則（令和5年4月1日付け4経営第2613号）

1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、改正前の担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。